

【現行計画体系の項目】

人権が尊重される社会の形成

1 暴力の未然防止と早期発見の推進

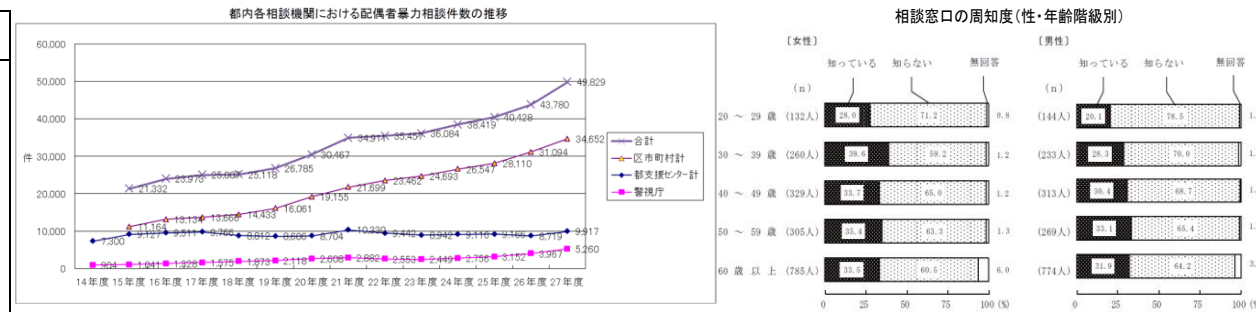
【現行項目に関連する現状】

暴力の未然防止のための教育と啓発の推進

都の施策

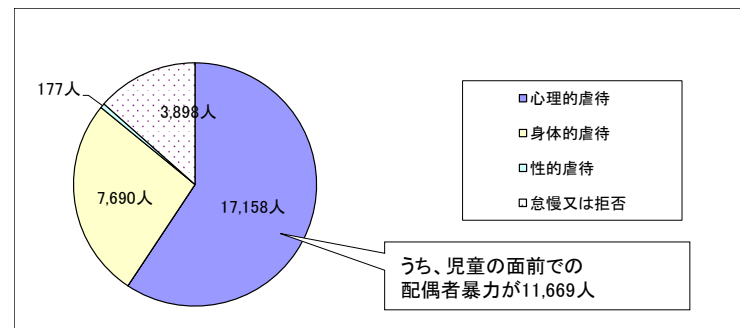
- 都における普及啓発の実施
- 区市町村における普及啓発の支援
- 学校での人権教育の推進
- 事業者団体等と連携した取組
- 若年層向け啓発事業の推進

相談件数は増加しているが、相談窓口認知度（特に若年層）は低い



児童虐待の通告のうち約4割が児童の面前での配偶者暴力

平成26年に児童虐待の疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数



【新計画における検討項目（案）】

暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進

- 都における普及啓発の実施
(例:「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に合わせた都民への普及啓発)
(例: DV 防止講演会の多摩地域での定期開催)
(例: 面前 DV が児童虐待に当たるなど、子供の影響について、啓発冊子に記載)
- 事業者団体等と連携した取組
(例: ウィメンズプラザフォーラムでの、大学等との連携したイベントの実施)
- 若年層向け啓発事業の推進
(例: スマートフォン向けホームページやSNS等を活用した効果的な普及啓発)

早期発見体制の充実

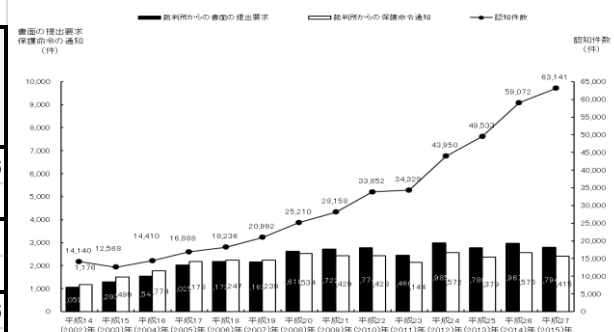
都の施策

- 医療関係者マニュアルの作成
- 保健所や保健センターにおける支援
- 学校・幼稚園・保育所職員への意識啓発
- 民生・児童委員への研修の実施
- 警察における通報への対応

・被害者家庭のうち1/4は子供へも被害 ・警察での認知件数は増加

加害者から子供への暴力の有無 (件: %)					
	調査数	あり	なし	不明	回答なし
合計	565	138	41	380	6
	100	24.4	7.3	67.3	1.1
ウィメンズプラザ	298	38	-	260	-
	100	12.8	-	87.2	-
女性相談センター	267	100	41	120	6
	100	37.5	15.4	44.9	2.2

警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移



早期発見体制の充実

- 医療関係者マニュアルの普及
(例: マニュアルを利用した研修の実施)
- 学校・幼稚園・保育所職員への意識啓発
(例: 幼稚園・保育所等職員への「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」の普及)
- 警察の体制強化
(例: 警察署と人身安全関連事案対策本部との連携)

【現行計画体系の項目】

人権が尊重される社会の形成

2 多様な相談体制の整備

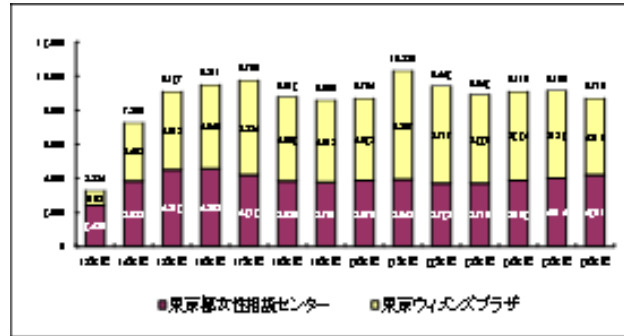
【現行項目に関連する現状】

都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

都の施策

- 被害者支援プログラムの活用
- 相談機能の充実
- インターネットによる情報の提供

都が配偶者暴力対策の連携の中心となって機能することが求められている



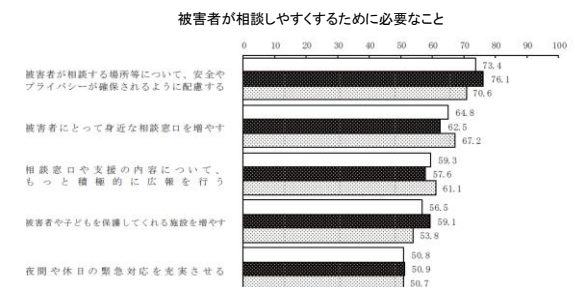
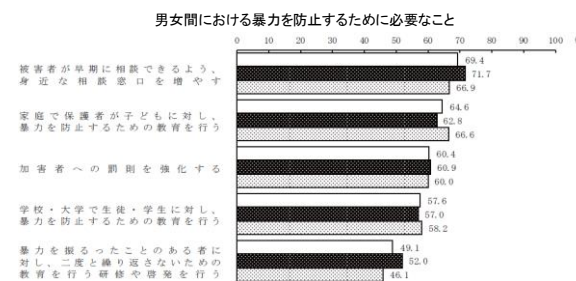
- 民間団体、医療機関、警察署、幼稚園、保育所等からの要望
 - ・配偶者暴力対策には都と各機関の連携が必要不可欠。
 - ・被害者支援基本プログラム改定の要望が複数寄せられている。

身近な地域での相談窓口の充実

都の施策

- 警察における対応
- 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援

身近で安心して相談できる場所が求められているが、区市町村配偶者暴力相談支援センターの数は12に留まる

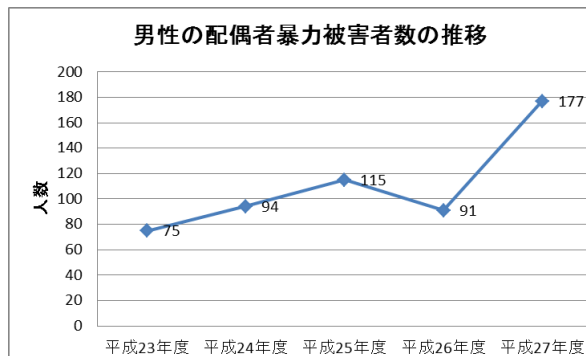
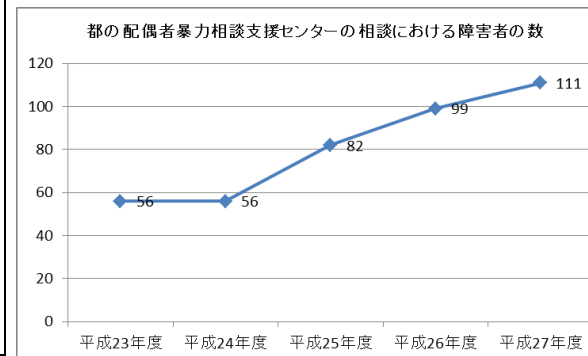


被害者の状況に応じた相談機能の充実

都の施策

- 外国人被害者への対応
- 障害のある被害者等への対応
- 人権擁護機関と関係機関の連携強化

都における男性被害者からの相談も、障害者からの相談も増加傾向



【新計画における検討項目（案）】

都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

- 相談機能の充実
(例：東京ウィメンズプラザの相談体制強化)
- 被害者支援基本プログラムの改定・普及
(本プログラムを活用することで、より統一的な支援を行うことができるよう、支援の実情や新たな社会資源等を反映する)
- 区市町村の相談員に向けた研修の充実と、スーパーバイズの実施

身近な地域での相談窓口の充実

- 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備の支援
(例：ウィメンズプラザによるアウトリーチ活動による整備支援)
- 警察における対応
(例：相談強化を図るための研修の充実)

被害者の状況に応じた相談機能の充実

- 外国人被害者への対応
(例：外国語相談シートの積極的活用)
- 障害のある被害者等への適切な対応について検討
- 男性相談の充実
(例：男性の面接相談の実施)

【現行計画体系の項目】

人権が尊重される社会の形成

3 安全な保護のための体制整備

【現行項目に関連する現状】

【新計画における検討項目（案）】

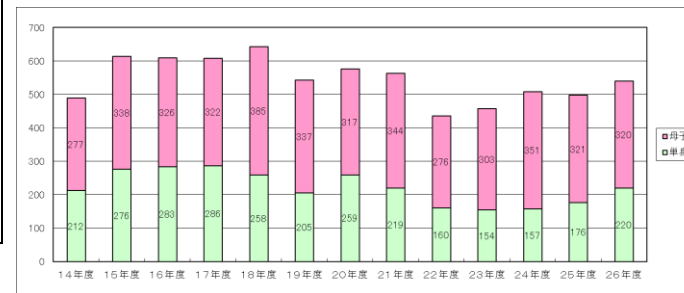
保護体制の整備

都の施策

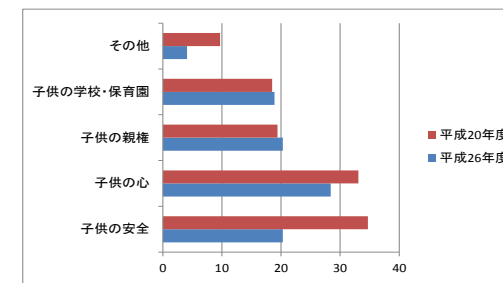
- 一時保護体制の整備
- 同伴児童への対応の充実

一時保護件数の内母子世帯が半数を越え、多くが子供の安全や心に不安を感じている

都配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数



被害者が不安に思っていること



保護体制の整備

- 一時保護体制の整備
(例：被害者の状況に合わせて対応ができる民間委託の拡充)
- 同伴児童への対応の充実
(例：児童に対する心理的ケアの充実)

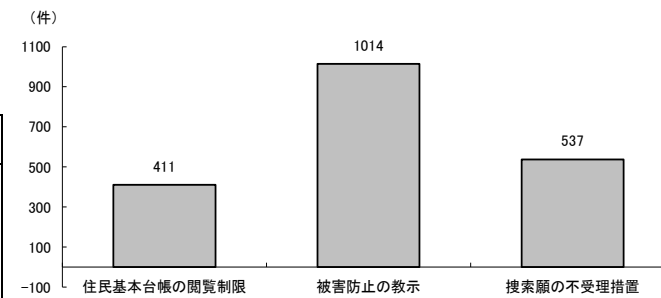
安全の確保

都の施策

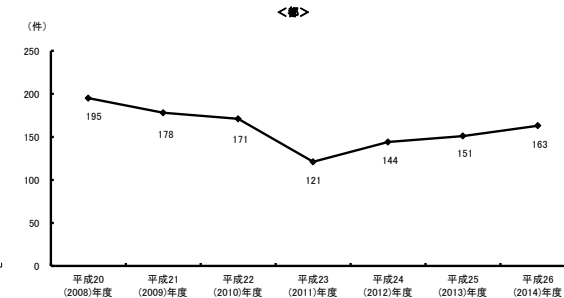
- 警察署長等による援助
- 被害者の親族等の安全確保
- 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化

保護命令件数はほぼ横ばいだが、被害者の多くは自衛策の情報提供を受けている

配偶者暴力事案に対する援助の措置（平成 26 年）



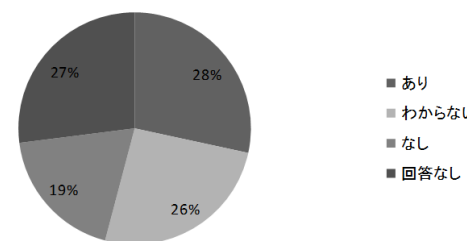
配偶者暴力に関する保護命令発令件数の推移



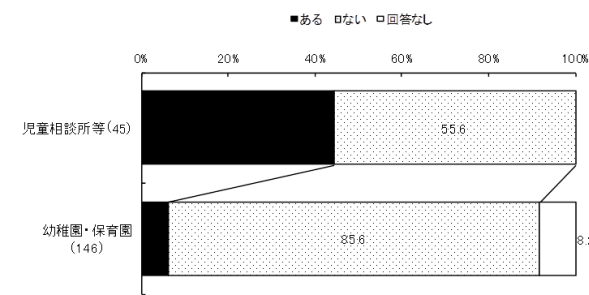
被害者の4分の1強が加害者の追跡を受け、幼稚園・保育所の6.2%が加害者からの問い合わせや威圧行為を受けている。

加害者から被害者への追跡の有無

合計 (n=74)



<問い合わせ・威圧的行為の有無>



安全の確保と加害者対策

- 警察署長等による援助
(例：被害を自ら防止するための措置の教示並びに被害防止交渉を円滑に行うための加害者への連絡及び警察施設の利用等)
- 被害者等についての一時避難先の提供
(例：ホテル等の宿泊施設の提供及び費用の公費負担)
- 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化
(例：「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」の普及)
(例：教員、保育士等に向けた職務関係者研修の内容の充実)

【現行計画体系の項目】

人権が尊重される社会の形成

配偶者からの暴力の防止（男女平等参画を阻害する暴力への取組）

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

【現行項目に関連する現状】

【新計画における検討項目（案）】

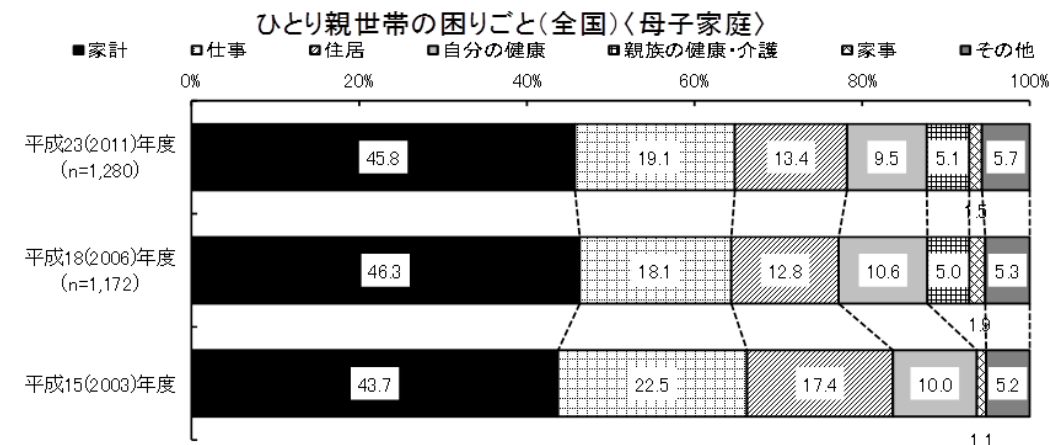
総合的自立支援の展開

都の施策

- 配偶者暴力被害者支援プログラムの活用
- 配偶者暴力相談支援センターの自立支援
- 福祉事務所等との連携強化
- ひとり親家庭の支援の充実

総合的な自立支援の取組の必要性

● 東京ウィメンズプラザ
自立支援講座参加者数（延べ数）
平成 27 年度 339 人
平成 26 年度 293 人
平成 25 年度 286 人



総合的自立支援の展開

- 配偶者暴力相談支援センターの自立支援
（例：被害者ニーズに合わせた講座の充実）
（例：複数の民間団体が連携して行う取組の支援）
- 身近な地域での手続きの一元化
（例：コーディネート研修の実施）

安全で安心できる生活支援

都の施策

- 住民票の取扱い等適切な運用
- 医療保険年金等に関する適切な情報提供
- 就学等の支援
- 自助グループへの参加支援

被害者の情報の取扱いの徹底と、自立に向けた支援の情報提供の必要

● 関係機関から寄せられる要望

・ 住民票、戸籍の情報を加害者に知らせないように、職員が徹底してほしい。

● 一時保護施設やシェルターを出た後の支援が重要

● 被害者を孤立させず、自立させるための取組が必要

安全で安心できる生活支援

- 被害者に対する住民基本台帳等閲覧制限、医療保険年金等、さらに臨時福祉給付金の交付など新たな制度に関する適切な情報提供の徹底
- 就学等の支援
- 被害者への自助グループの紹介

【現行計画体系の項目】

人権が尊重される社会の形成

男女平等参画を阻害する暴力への取組

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

【現行項目に関連する現状】

就労支援の充実

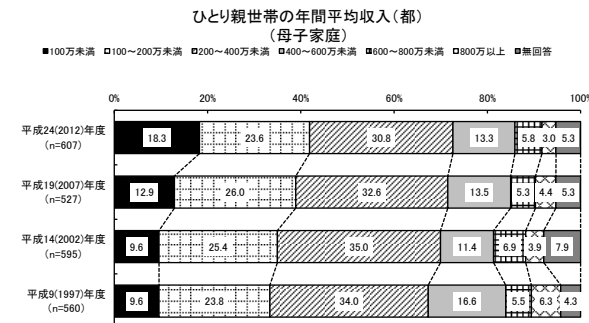
都の施策

- 職業訓練の充実
- 東京しごとセンター等における就労支援

ひとり親の年収は少なく就労に関する公的機関の支援充実が望まれる

● 就労に関する支援への要望

- ・ 長年専業主婦をしていてもサポートを受けられる窓口があると助かる
- ・ 仕事の紹介をしてもらいたい



住宅確保のための支援の充実

都の施策

- 都営住宅を利用した被害者の住宅の確保
- 一時保護施設等退所後の支援
- 家賃債務保証制度に関する国要望

公的な保証制度など、住居に関する公的機関の支援充実が望まれる

● 住居に関する支援への要望

- ・ 公営住宅に優先的に入居させてほしい
- ・ 家賃補助が欲しい
- ・ 公的な保証をしてもらいたい

● 家賃債務保証について高齢者住宅財団の制度に配偶者暴力被害者を加えることをどう思うか

- ・ 大変助かると思う 15 団体
- ・ 案内の幅が広がってよいと思う 44 団体

子供のケア体制の充実

都の施策

- 子供ケア体制の充実
- 子供に対する講座の実施

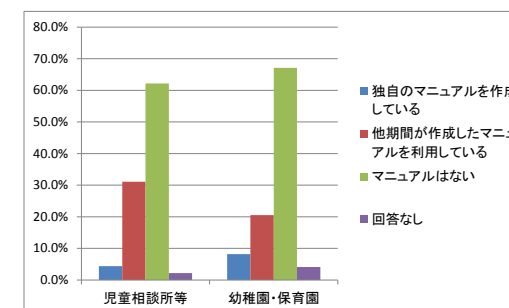
被害者の6割が子供有りだが、子供に関連する機関の多くでマニュアルがない

配偶者暴力被害者の子供の有無

表1-12 子供の有無 (件: %)

	調査数	あり	なし	不明	回答なし
合計	847	565	114	166	2
ウイメンズプラザ	100	66.7	13.5	19.6	0.2
女性相談センター	450	298	51	101	-
	100	66.2	11.3	22.4	-
児童相談センター	397	267	63	65	2
	100	67.3	15.9	16.4	0.5

配偶者暴力被害者対応マニュアルの整備状況



【新計画における検討項目(案)】

就労支援の充実

- 東京しごとセンター等における就労支援
(例: ウィメンズプラザとマザーズハローワークとの連携による自立支援講座)

住宅確保のための支援の充実

- 都営住宅優遇措置、生活の本拠を共にする交際相手の暴力被害者にも拡大
- 一時保護施設等退所後の施設の安全対策や設備の充実に係る助成
- 家賃債務保証制度に関する国要望
(例: 実態把握の上、国土交通省へも要望)

子供のケア体制の充実

- 「配偶者暴力から子供を守る連携プログラム」の改定及び子供に関連する施設への普及
(配偶者暴力のある家庭で育つ子供の現状、子供へのケアを念頭に置いた相談時の対応や、関係機関が連携して子供のケアを行えるよう内容の充実を図る)
- 子供ケア体制の充実

【現行計画体系の項目】

人権が尊重される社会の形成

配偶者からの暴力の防止（男女平等参画を阻害する暴力への取組）

5 関係機関・団体等の連携推進

【現行項目に関連する現状】

広域連携と地域連携ネットワークの強化

都の施策

- 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の設置、技術支援
- コーディネート研修等の実施
- 配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催
- 被害者支援プログラムの活用

専門窓口のある区市町村数に比べ配偶者暴力相談支援センター整備数が少ない

- 区市町村配偶者暴力相談支援センターの数 12区
(平成28年6月現在)

平成21年度	港区
平成23年度	板橋区
平成25年度	中野区・豊島区・江東区
平成26年度	練馬区・葛飾区
平成27年度	荒川区・台東区
平成28年度	北区・杉並区 江戸川区

- 配偶者暴力相談支援センター検討中の区市町村の数
(平成27年度区市町村調査)
3区市

- 専門窓口のある区市町村数
62団体中52団体
(平成27年度区市町村調査)

【新計画における検討項目（案）】

広域連携と地域連携ネットワークの強化

- 区市町村配偶者暴力相談支援センター整備に向けたアウトリーチ活動
- 配偶者暴力相談支援センター連携会議に開催
(例：各センターの共通課題の検討による支援者への対応能力の強化)
- 配偶者暴力対策ネットワーク会議での、各団体の各年度取組の情報共有化

民間団体との連携・協力の推進

都の施策

- DV防止等民間活動助成事業の実施
- 配偶者暴力ネットワーク会議への民間団体の参加
- 研修・講座等の情報提供、情報交換

活動助成に対する要望に予算面で応えきれず、結果として民間団体の持ち出しが多い

- DV防止等民間助成金助成率
(満額で50%助成)
- | | | |
|--------|----|--------|
| 平成27年度 | 事業 | 30.39% |
| | 連携 | 50% |
| 平成26年度 | | 47.3% |
| 平成25年度 | | 31.3% |
- (ウィメンズ確認)

- 民間団体の要望
【配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議（平成27年度）】
・「継続的な事業展開のための安定した助成を」
・「同行支援は被害者への直接支援として必須かつ負担の大きな事業であり、一層の支援を」等

民間団体との連携・協力の推進

- DV防止等民間活動助成事業の拡充
(例：新たな助成の在り方の検討と実施)
- NPO等民間団体との連携会議の開催
(例：様々な機能をもつ団体同士の、新たな連携と、事業の共同実施の促進)
- 民間団体向け研修の内容の充実

【現行計画体系の項目】

人権が尊重される社会の形成

6　人材育成の推進と適切な苦情対応

人材の育成

二次被害の防止

苦情への適切かつ迅速な対応

都の施策

- 職務関係者研修の充実
- 二次被害防止のための研修の充実

配偶者からの暴力の防止（男女平等参画を阻害する暴力への取組）

【現行項目に関連する現状】

研修に参加できていない区市町村への支援が必要

- 東京ウィメンズプラザの研修
に参加する区市町村の数
平成２７年度　４５団体
平成２６年度　４４団体
平成２５年度　４２団体
（各年区市町村調査）

- 職務関係者研修の参加者数
平成２７年度　７５１人
平成２６年度　８４５人
平成２５年度　８３４人

【新計画における検討項目（案）】

人材育成の推進と適切な苦情対応

- 出前講座の実施
- 職務関係者研修の充実
（例：被害者のニーズに応じたテーマや対象の拡大）
- 研修における二次被害の防止の啓発
（例：二次防止の啓発に係る事項を取り入れた基礎
研修に、各区市町村の窓口対応担当者へ受講
を呼び掛け）

7　調査研究の推進

調査研究

加害者対策の検討

都の施策

- 若年層のための調査
- 加害者対策の検討

配偶者暴力被害の実態調査の被害者の協力を得るのが難しくなっている

被害体験者面接調査協力者数

平成２０年度　２４人　⇒　平成２６年度　１４人

国を含めて、加害者更正の取組の要望への対応ができていない

- 児童相談所・子供家庭センター・幼稚園・保育所の要望

【配偶者暴力被害の実態調査（平成 26 年度）】

- ・加害者対応に関する取組プログラム等の情報
- ・加害者が参加できるプログラム治療の機会

等加害者対策に関する要望が複数寄せられている。

- 男性の悩み相談における加害者の相談内容

- ・暴力をやめたい（20.0%）
- ・更正プログラムを知りたい（13.3%）

【配偶者暴力被害の実態調査（平成 26 年度）】

調査研究の推進

- 次の改正に向けた、効果的な実態把握の方法の検討
- 国の動向を見据えながら、加害者更正について検討
（地域内のアフターケアや連携体制の構築など）

【現行計画体系の項目】

人権が尊重される社会の形成

男女平等参画を阻害する暴力への取組

性暴力・ストーカー等の防止

都の施策

- 被害者支援都民センターと協働した被害者への支援
- 相談・一時保護の実施
- 性暴力に関する相談についての研修

事業者の施策

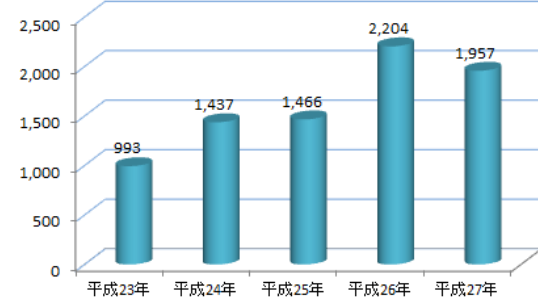
- 相談等被害者支援（被害者支援都民センター）
- 被害者等の早期発見と支援（看護協会）
- 被害者支援（ソフ・ファミスト日本東リジョン）

【現行項目に関連する現状】

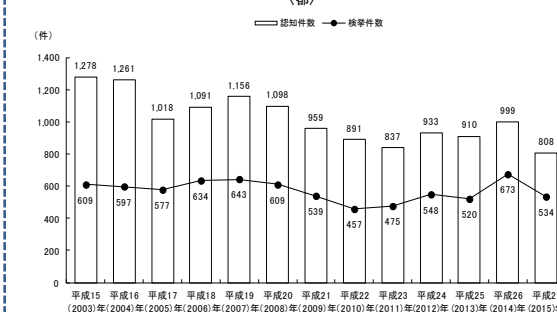
・被害者支援の連携体制の強化

・被害者の安全の確保

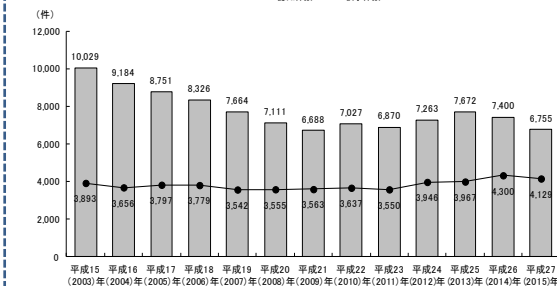
ストーカー行為等相談受理状況（都）



強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数の推移（都・全国）



（全国）



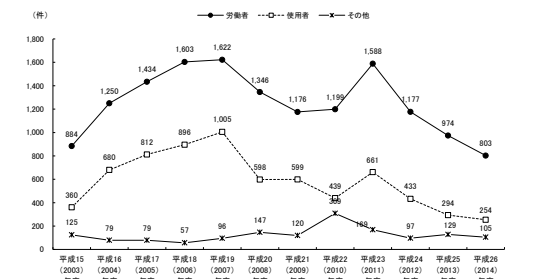
セクシュアル・ハラスメントの防止

都の施策

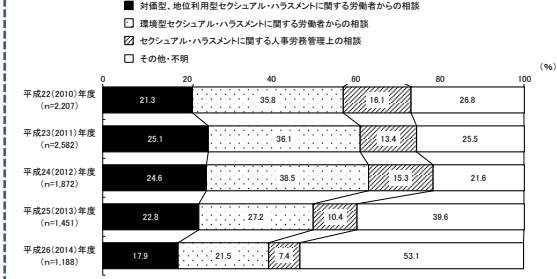
- 相談・普及啓発
 - ・労働相談
- 都庁内における防止対策
 - ・連絡会議の開催
 - ・相談員の設置、研修の実施

相談内容の多様化

セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移（都）



セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容（都）



男女平等参画とメディア

都の施策

- 不健全図書類の区分陳列
- インターネット等に関する取組
- 情報モラル教育の充実

インターネット等による私的性的画像の流出が問題になっている

- 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（いわゆるリベンジポルノ法）の制定（平成26年11月27日制定）
- 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正（平成26年6月25日改定）

【新計画における検討項目（案）】

性暴力被害者に対する支援

- 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化
（例：性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業の充実）
- 性犯罪捜査員による適切な支援
（例：各警察署に女性警察官を指定配置）

ストーカー被害者に対する支援

- 警察の体制強化
（例：警察署と人身安全関連事案対策本部との連携）
- 被害者等についての一時避難先の提供
（例：ホテル等の宿泊施設の提供及び費用の公費負担）

セクシュアル・ハラスメントの防止

- 相談・普及啓発
- 都庁内における相談員の設置、研修実施
- 相談員の設置、研修の実施

性・暴力表現等への対応

- 不健全図書類の区分陳列
- 情報モラル教育の充実
（例：教員に対する研修の実施）
- 児童ポルノに関する相談